



Pension Fund Association
企業年金連合会

資料2-1

企業年金連合会の スチュワードシップ活動

2016年11月1日
企業年金連合会

目次

1. 機関投資家としての企業年金連合会
2. 資産運用者(アセット・マネジャー)としての活動
3. 資産保有者(アセット・オーナー)としての活動

1. 機関投資家としての企業年金連合会(1)

■ 資産運用者(アセット・マネジャー)としての機関投資家

- 自家運用(インハウス運用)で約1兆円、約2,000銘柄の国内株式を保有
- 国内株式の自家運用は全てパッシブ運用
- パッシブ運用のベンチマークは、TOPIX(配当込)、Russell/Nomura Primeインデックス(配当込)

■ 資産保有者(アセット・オーナー)としての機関投資家

- 委託運用で約6,000億円の国内株式を保有
- 国内株式の委託運用は全てアクティブ運用

1. 機関投資家としての企業年金連合会(2)

■ 日本版スチュワードシップ・コードの受入

- 企業年金連合会は責任ある機関投資家として、2014年5月日本版スチュワードシップ・コードの受入を表明
- 「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を2014年5月に策定、HPに公表(SSコード原則1)

■ UN-PRI※ に署名

- 2016年5月、国連がサポートする「責任投資原則」へ署名、参加

※PRI : Principles for Responsible Investment

2.資産運用者としての活動(1)

■ 株主議決権行使

- 「株主議決権行使基準」を2003年4月に策定、HPに公表(SSコード原則5)
- 自家運用で保有する国内株式の株主議決権を行使
- 年間の行使結果を、委託運用分と合わせHPに公表(SSコード原則6)

■ エンゲージメント(目的を持った対話)(SSコード原則4)

- 集团的エンゲージメント → 次ページ
- 個別エンゲージメント
 - 年間、十数件の発行体企業と面談(SSコード原則3,4)
 - 面談内容は、主に株主総会上程の重要議案、経営計画
 - 発行体企業に対し、機関投資家の立場から意見を表明

2.資産運用者としての活動(2)

■ 集团的エンゲージメントサービスの利用

- 自家運用で保有する国内株式の発行体との対話をアウトソースする形で、Hermes EOS[※]へエンゲージメント活動の一部を委託(2016年3月)(SSコード原則3,4)

□ メリット

- エンゲージメントの専門的知見の活用(SSコード原則7)
- 他の投資家とのコストシェアリングによる費用低減
- より多くの保有株式を背景にしたエンゲージメントが可能
- 連合会が抱える利益相反のリスクへの対応(SSコード原則2)

※ Hermes EOS : Hermes Equity Ownership Services

英国のBritish Telecom年金基金の子会社であるHermes Investment Management (HIM)の子会社。HIMの顧客のみならず、それ以外の顧客にも各種サービスを提供している。顧客には欧州大手公的年金・企業年金が数多く、約40基金。アドバイザー対象の資産は25兆円相当以上。うち、日本企業へ投資されている額は現状2兆5,000億円程度。会長のColin MelvinはPRIのボードメンバーでもある。

3.資産保有者としての活動

- 運用受託機関に対する日本版スチュワードシップ・コード受入の要請
 - 国内株式の運用受託機関に対し、日本版スチュワードシップ・コードの受入を要請
 - 国内株式の運用受託機関は6社全て、日本版スチュワードシップ・コードの受入を表明
- 運用受託機関のスチュワードシップ活動の把握(SSコード原則6)
 - 国内株式の運用受託機関に対し、スチュワードシップ責任を果たすための方針、体制、株主議決権行使方針、等の提出を要請
 - 国内株式の運用受託機関に対し、株主議決権行使状況、投資先企業の把握状況、エンゲージメントの状況、等の報告を要請
 - スチュワードシップ活動について国内株式の運用受託機関と毎年ミーティングを設定し、議論を重ねている。